

令和2年11月27日(金)午前10時30分 開 議
 峽南衛生組合 2階 会議室

開 会

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 管理者挨拶
- 日程第5 議案第4号の報告並びに上程
- 日程第6 議案第4号の説明
- 日程第7 議案第4号の質疑
- 日程第8 議案第4号の討論
- 日程第9 議案第4号の採決
- 日程第10 議案第5号の報告並びに上程
- 日程第11 議案第5号の説明
- 日程第12 議案第5号の質疑
- 日程第13 議案第5号の討論
- 日程第14 議案第5号の採決
- 日程第15 議会運営委員長の選任
- 日程第16 委員会の閉会中継続調査について

2.出席した議員は次のとおりである。

1 番 秋山 豊彦 君	2 番 伊藤 雄波 君
3 番 伊藤 達美 君	4 番 望月 光彦 君
5 番 若林 一明 君	6 番 赤池 朗 君
7 番 米山 久志 君	8 番 望月 十四朗 君
9 番 福與 三郎 君	10 番 川口 福三 君
11 番 米山 久志 君	12 番 川崎 充朗 君

3.欠席議員は次のとおりである。

なし

4.会議録署名議員（2名）

3 番 伊藤 雄波 君	4 番 伊藤 達美 君
-------------	-------------

5.地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名（12名）

管理者	望月 幹也
副管理者	辻 一幸
副管理者	久保 眞一
副管理者	佐野 和広
会計管理者	小笠原 正人
身延町環境上下水道課	水上 武正
早川町町民課長	望月 重美
市川三郷町生活環境課	丹沢 宏友
南部町水道環境課	遠藤 成
峡南衛生組合 所長	柿島 利巳
峡南衛生組合 支所長	古屋 秀樹
峡南衛生組合 次長	望月 邦浩
峡南衛生組合 主事	望月 義治

所 長：それでは、開会に先立ち、相互にあいさつを交わしたいと思います。
全員、ご起立願います。相互に礼。

一 同：ご苦労さまです。

所 長：ご着席願います。

川 崎： おはようございます。本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、11月臨時会が開会できますことを心からお礼申し上げます。

本理事会に付議されております案件は、議案第4号、議案第5号の2案件であります。

それでは、本日の会議が慎重審議の中にもスムーズな議会運営ができますよう特段のご協力をお願い申し上げまして開会のあいさつとさせていただきます。

ご報告申し上げます。南部町議会議員選挙の結果により望月郁夫君と望月光彦君が南部町議会より選出されましたので、皆さんにご報告いたします。

望月郁夫君、望月光彦君、一言、あいさつをお願いいたします。

望月（光）：改めまして、ご紹介いただきました南部町議会の望月光彦です。今後ともよろしく願いいたします。（拍手）

望月（郁）：改めまして、おはようございます。ただ今ご紹介いただきました今度新しく町議になりました望月郁夫と申します。皆さま方のご指導を頂きながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。（拍手）

川 崎：どうもありがとうございました。

ただ今から令和2年第1回峡南衛生組合臨時会を開会いたします。

本臨時会に、管理者の他、関係者の出席を求めていますので、ご了承願います。

これより本日の会議を開きます。

議事日程をお手元に配付したとおりにしたいと思いますので、ご了承願います。

日程1、議席の指定を行います。

議席の指定は会議規則第4条の規定により議長が指名することになっておりますが、慣例により、11番が副議長、12番が議長席となっておりますので、あ

らかじめご理解を頂き、ご了承願います。

それでは、指定を行います。

1 番、望月郁夫君、2 番、秋山豊彦君、3 番、伊藤雄波君、4 番、伊藤達美君、5 番、望月光彦君、6 番、赤池朗君、7 番、河井淳君、8 番、望月十四朗君、9 番、福與三郎君、10 番、川口福三君、11 番、米山久志君、12 番、川崎。
以上の指定に着席してください。

日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 83 条の規定により、3 番、伊藤雄波君、4 番、伊藤達美君を指名いたします。

日程第 3、会期の決定について議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会において協議されておりますので、その結果について議会運営副委員長より報告を求めます。議会運営副委員長、10 番、川口福三君。

川 口：ただ今、議長よりご指名いただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

過日、議会運営委員会を開催し、令和 2 年第 1 回峡南衛生組合議会臨時会
会議日程、令和 2 年 11 月 27 日金曜日午前 10 時半開議、峡南衛生組合 2 階
会議室。

開会、日程第 1、議席の指定、日程第 2、会議録署名議員の指名、日程第 3、
会期の決定、日程第 4、管理者あいさつ、日程第 5、議案第 4 号報告並びに上
程、日程第 6、議案第 4 号の説明、日程第 7、議案第 4 号の質疑、日程第 8、
議案第 4 号の討論、日程第 9、議案第 4 号の採決、日程第 10、議案第 5 号の
報告並びに上程、日程第 11、議案第 5 号の説明、日程第 12、議案第 5 号の
質疑、日程第 13、議案第 5 号の討論、日程第 14、議案第 5 号の採決、日程
第 15、議会運営委員長の選任、日程第 16、委員会の閉会中継続調査につい
て、閉会。

以上であります。

川 崎：お諮りします。本臨時会の会期につきましては、ただ今の議会運営副委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

一 同：異議なし。

川 崎：異議なしと認めます。従って、本臨時会の会期は議会運営副委員長の報告のとおり本日 1 日とすることに決定いたしました。

第 4、管理者あいさつ。管理者、ご登壇ください。

望月（幹）：改めまして、おはようございます。議長より許可を頂きましたので、開会に当たり、一言、ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに令和 2 年峡南衛生組合議会第 1 回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆さまには全員のご出席を頂き、誠にありがたくお礼を申し上げます。

まず、初めに皆さまへのご報告事項がございます。

皆さま、既にテレビや新聞報道等でご承知のことではありますが、11 月 6 日に警察の捜査により本組合における新たな汚職事件が発覚いたしました。本年 3 月のペレット乾燥機点検事業委託の不正事件発覚に引き続きさらに新たな事件が発覚する事態となり、深くおわびを申し上げます。大変、申し訳ありませんでした。

事件についてのご説明を少しさせていただきます。

まず、3 月のペレット乾燥機点検事業委託の不正発覚の報告以降、警察へは幾つかの問い合わせや情報が寄せられ、これまでに内々で調べを進めてきたとのことでした。そして、11 月 6 日、金曜日ですけれども、午前 11 時ごろ、県警より組合に元組合職員および身延町内にある会社経営者 2 名を逮捕したとの連絡がございました。

突然のことで大変驚いたわけですけれども、その後は、警察による組合への家宅捜索、施設状況の現地説明対応など、捜査への全面的な協力を行ってまいりました。この間、組合関係各位、地域住民等への多大なご迷惑やご心配をお掛けすることとなり、改めて深くおわびを申し上げます。

警察による捜査は現在も進められておりますが、新聞報道等によりますと、元職員の逮捕容疑は、組合発注の業務を知人業者に優先的に受注させた見返りと知りながら、2019 年、平成 31 年ですけれども、2 月上旬から 3 月下旬、3 回にわたり現金 120 万円を受け取った疑いがあります。知人業者は現金を渡した疑いです。それ以外にも現金の引き渡しがあったとの報道もございました。

当該事業者へは、平成 21 年度から令和元年度までで、約 300 件、合計 5,000 万円以上の物品の納入、修繕工事、委託業務の発注を行っております。事業等の発注は、見積書を聴取し、随意契約で行ってまいりました。

業務終了等の検査確認、支出伝票等の添付書類の確認等はしっかり行ってきたわけですが、作業中の確認や完成検査などで職員の監視等が不足していたことも事実でございます。

組合では、ことし3月の生ごみ処理業務における汚職の発覚以降、コンプライアンスに関する研修、また、完全になくすことは難しいのですが、休日での工事作業等の廃止などや職員研修等への積極的な参加を進めています。

また、今年度より、同じ職員が一つの職場に長く従事することを避け、人事異動が可能となるよう、現在の担当部署以外の部署の研修体験も実施しているところであります。

今後におきましては、委託業者選定に際し、指名会議の実施や組合独自の財務規則の作成などを考えております。再発防止に向け、最大限の対応をまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

事件についての概要は以上でございます。

さて、議員各位におかれましては、日頃より、本組合の事業運営に関し、深いご理解とご協力を頂き、改めて厚く感謝を申し上げます。

おかげをもちまして、本年度も、新型コロナウイルスの感染が世界中でも拡大し、国内・県内においても今後もさらに拡大等が懸念される場所ですけれども、このことを含めましても本組合ではこれまで順調な事業継続ができてきているところであります。

それでは、本日の臨時議会ですけれども、2件の議案の提出を予定しております。

どうか十分なるご審議を頂き、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たってのあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

川崎： 日程第5、議案第4号 峡南衛生組合情報公開条例に関する条例の制定について上程いたします。

日程第6、管理者に議案第4号についての提案理由の説明を求めます。管理者、望月幹也君。

望月（幹）：それでは、議案第4号についてご説明を申し上げます。

峡南衛生組合情報公開条例に関する条例の制定についてであります。峡南衛生組合情報公開条例に関する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

情報公開制度の適正な運用を図るため、組合が保有する情報の公開につ

いて制度化する必要が招きました。これがこの議案を提出する理由でございます。

なお、議案の内容につきましては柿島所長より説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

川 崎：議案第 4 号について詳細説明を求めます。所長、柿島利巳君。

柿 島：議案第 4 号峡南衛生組合情報公開条例に関する条例の制定についてを説明させていただきます。

この条例は、日本国憲法の保障する地方自治の本旨にのっとり、峡南衛生組合に関する公文書の開示の請求に対する権利を明らかにし、情報公開の総合的な推進に関し、必要な事項を定めるものです。

条例の具体的な内容としまして、第 1 条では条例制定の目的について規定しています。

第 2 条では用語の意味についての定義を規定しています。情報公開の実施期間、対象となる公文書についてのものです。

第 3 条では、開示請求をできるものの範囲、請求する権利の濫用についてなど、開示請求権について規定しています。

第 4 条では開示請求の手続きについて規定しています。開示の請求は開示請求書の提出により行うこととします。

第 5 条から第 8 条では、公文書の開示義務等、開示請求に対する公文書の開示または非開示とする基準等について規定しています。

第 9 条から第 10 条は開示請求に対する決定等についての規定です。

第 11 条は第三者保護の意見聴取についての規定です。

第 12 条から第 13 条は開示の実施および手数料についての規定です。

第 14 条から第 16 条では審査請求に関して規定しています。

第 17 条から第 22 条では情報公開審査会について規定しています。

第 23 条は文書管理に関する規定です。文書管理規程等を定め、適正な管理に努めます。

第 24 条から第 25 条は、情報公開に関する実施状況の公表、総合的な推進についての規定です。

第 26 条は委任についての規定です。今後、この条例の施行に関し、事務実施上の必要な規則、要綱等を整備し、施行していきます。

第 27 条では罰則について規定しています。

以上で議案第 4 号峡南衛生組合情報公開条例に関する条例の制定について

の詳細説明を終わらせていただきます。

川 崎：日程第 7、議案第 4 号につきまして質疑を行います。質疑はございませんか。
米山君。

米 山：一番最後の附則なんですけれども、この条例は公布の日から施行するというふうになっていますが、日時は分かりませんか。公布の日。

川 崎：所長。

柿 島：公布の日についてですが、先ほど説明の中にもありましたが、今後、事務実施上の必要な規則、要綱等を整備した段階で公布というような形にしたいと思います。できるだけ早急に行いたいと考えております。よろしくお願ひします。

米 山：早急にということですが、こういうのはタイムスケジュールみたいなものはないんですか。いつ頃、そういう規則を作って公布するというような。ただ早急にというだけでは条例としていかなものかと思うんですが。

川 崎：所長、柿島君。

柿 島：今後、規則等の決裁を取りまして、1 月 1 日に行っていきたいと思います。

川 崎：よろしいでしょうか。

米 山：そういうふうに分かるのであれば初めからここに載せておいたほうがいいのかと思います。
結構です。ありがとうございます。

川 崎：他にありますか。川口君。

川 口：第 17 条の 3 項に「審査会は、管理者が任命する委員 5 人以内をもって組織する」とありますが、その 5 人の人選はどのような形でもって実施するのですか。

川 崎：柿島所長。

柿 島：所長、次長、支所長等を考えております。

川 崎：よろしいでしょうか。11 番、米山君。

米 山：たびたびすいません。第 3 条の開示請求権なのですが、これの 5 番目の「前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの」というのは具体的な機関とかを想定していますか。

川 崎：所長、柿島君。

柿 島：状況にもよると思いますが、例えば事業等を行っている業者さんとか、そんな人とか、いろんな方がいると思いますけれども、そういうところを想定しています。

川 崎：米山君。

米 山：いまいはっきりしないんですけども、マスコミ対応とかそういうのはどういうふうに考えていますか。

川 崎：所長、柿島君。

柿 島：請求が出たときにそれはまた審査会等で判断するような形にしていきたいと思います。

米 山：分かりました。

川 崎：他にありませんか。

他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 8、議案第 4 号について討論を行います。討論はございませんか。

討論がないようですので、討論を終わります。

日程第 9、提案理由の採決を行います。議案第 4 号 峡南衛生組合情報公開条例に関する条例の制定について原案賛成の方の挙手を願います。挙手多数であります。従って、第 4 号は原案どおり可決いたしました。

日程第 10、議案第 5 号 峡南衛生組合職員給与条例の一部を改正する条例に

ついて上程いたします。

議案第 5 号について提案理由の説明を求めます。管理者、望月幹也君。

望月（幹）：それでは、議案第 5 号についてご説明を申し上げます。峡南衛生組合職員給与条例の一部を改正する条例についてであります。

峡南衛生組合職員給与条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由を申し上げます。

令和 2 年人事院勧告および山梨県人事委員会勧告に伴い、国家公務員および県職員の期末手当が改正されることに鑑み、所要の改正を行う必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

なお、議案の内容につきましては柿島所長よりご説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

川 崎：議案第 5 号について詳細説明を求めます。所長、柿島利巳君。

柿 島：議案第 5 号峡南衛生組合給与条例の一部を改正する条例についてを説明させていただきます。

本年 10 月 21 日に山梨県人事委員会から、地方公務員法第 8 条、第 14 条、第 26 条の規定に基づく給与に関する報告および勧告がありました。

給与勧告のポイントといたしましては、期末手当および勤勉手当の特別給を、民間の支給割合との均衡を図るとともに、国家公務員の支給月数を考慮し、年間支給月数を現行より 0.05 月分引き下げる、民間の支給状況を踏まえ、期末手当の支給月数に反映するという内容です。

このことを踏まえ、今回の条例改正は、今年度 12 月期の期末手当は現行 1.300 月から 0.05 月下げた 1.250 月とする、令和 3 年度以降の期末手当は 6 月期および 12 月期それぞれを 0.025 ずつ引き下げ、1.275 月とするという内容です。

条例施行期日は令和 2 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

以上で議案第 5 号峡南衛生組合職員給与条例の一部を改正する条例についての詳細説明を終わらせていただきます。

川 崎：日程第 12、議案第 5 号につきまして質疑を行います。質疑はございませんか。

一 同：なし。

川 崎：質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 13、議案第 5 号についての討論を行います。討論はございませんか。討論がないようですので、討論を終わります。

日程第 14、提案議案の採決を行います。峡南衛生組合職員給与条例の一部を改正する条例について原案賛成の方の挙手を求めます。挙手全員であります。従って、議案第 5 号は原案どおり可決いたしました。

日程第 15、議会運営委員長の選任について、議長より指名したいと思いますので、ご異議ございませんか。

一 同：なし。

川 崎：異議なしと認めます。よって、議長より指名いたします。

委員長、望月光彦君を議会運営委員長に選任いたします。

日程第 16、議会運営副委員長から閉会中の継続調査申出書が提出されておりますので、議題といたします。

閉会中の調査の申し出があります。議会運営副委員長から申し出のとおり閉会中の調査とすることにご異議ありませんか。

一 同：異議なし。

川 崎：異議なしと認めます。よって、議会運営副委員長から申し出のとおり閉会中の調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして本定例会に付議された案件は全て終了いたします。議員各位には、慎重審議を頂き、心から敬意と感謝を申し上げます。これをもちまして令和 2 年第 1 回峡南衛生組合議会臨時会を閉会といたします。

柿 島：以上をもちまして全日程が終了いたしました。ありがとうございました。

相互にあいさつを交わしたいと思います。

全員、ご起立をお願いします。相互に礼。

一 同：お疲れさまでした。

令和2年11月27日
 峡南衛生組合 議長

この会議録は正当なものと認めここに署名する。

3 番

4 番